主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人溝呂木商太郎、同樋爪勇の上告理由について

原審の適法に確定したところによれば、(1) D(昭和四一年生)と亡E(昭和四四年生)は同じ職場に勤める友人であり、DはEより三年年長であった、(2)右両名は昭和六二年五月一九日、共通の上司と共に飲食することとなり、DはEの口添えにより、その父Fから本件自動車を借り受けた、(3) Dは同月二〇日午前一時三五分ころ、飲酒しての帰宅途上、居眠り運転により本件自動車を道路左側のガードレールに激突させ、助手席にいたEは死亡した、(4) Eは、当時一七歳で普通免許取得資格がなく、本件自動車を運転したこともなかった、というのである。

右事実関係によれば、Eは、DがFから本件自動車を借り受けるについて口添えをしたにすぎず、Dと共同で本件自動車を借り受けたものとはいえないのみならず、Dより年少であって、Dに対して従属的な立場にあり、当時一七歳で普通免許取得資格がなく、本件自動車を運転したこともなかったものであるから、本件自動車の運行を支配・管理することができる地位になく、自動車損害賠償保障法三条に規定する運行供用者とはいえず、同条にいう「他人」に当たるものと解するのが相当である。

したがって、Eが運行供用者に当たるとした原審の判断には、同条の解釈適用を 誤った違法があるが、上告人の責任を肯定した判断は、結論において是認すること ができる。論旨は採用することができない。

よって、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	可	部	恒	雄
裁判官	袁	部	逸	夫
裁判官	大	野	正	男
裁判官	千	種	秀	夫
裁判官	尾	崎	行	信